

令和3年6月16日

株主各位

神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭22番
株式会社横浜港国際流通センター
代表取締役社長 毛涯清隆

株券不発行会社への移行に関する通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社は令和3年6月23日（水）開催予定の第29回定時株主総会において、当社が発行する株式のすべてについて株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更議案（以下、「本議案」といいます。）を提出することを予定しており、本議案が可決されることを条件として、令和3年7月2日（金）付けで当社は株券不発行会社へ移行しますので、会社法218条1項の規定により、下記事項を通知いたします。

なお、株券不発行会社とは、定款に「株券を発行する」旨の規定を定めないことにより、株券を発行しない会社のことをいい、当社は再度の定款変更を行わない限り、株券を発行しないこととなります。

本議案が可決された場合、令和3年7月2日（金）をもって株主様が所持されている株券は無効となりますが、株主様の有する株式の内容については、これまでと何等変わることは一切ございません。今後は、株主名簿の記載に従い当社に対して権利を行使頂くこととなります。

また、本書面を受領されている株主名簿に記載された株主様におかれましては、当社が株券不発行会社へ移行するに際するお手続きは一切不要ですが、株券を所持されている株主様におかれては、令和3年7月2日（金）の効力発生日以降に、同封した封筒にて、所持されている株券を当社宛ご返送頂きますようお願いいたします。

なお、本議案が可決された場合、令和3年7月2日（金）以降、株主様が、株式を譲渡する際の株主名簿名義書換請求手続きに際しては、譲渡人様と譲受人様が共同して名義書換請求をしていただくことが原則として必要となりますのでご注意ください。

敬具

記

- ① 本議案が可決承認された場合、当社が発行する株式のすべてについて、株券を発行する旨の定款の定めは廃止されます。
- ② ①の定款変更は令和3年7月2日（金）に効力が生じます。
- ③ 当社が発行しているすべての株券は②の日に無効となります。

以上